

令和7年度11月補正予算（案）の主な事業（追加分）

参 考 資 料

徳 島 県

目 次

頁

■物価高対策

(1) 徳島県 L P ガス料金負担軽減支援事業	【危機管理部】	1
(2) 中小企業特別高圧電力料金支援事業	【経済産業部】	2
(3) 医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業	【保健福祉部】	3
(4) 新 医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援	【保健福祉部】	4
(5) 新 福祉・介護分野における賃上げ・物価上昇に対する支援	【保健福祉部】	5
新 福祉・介護職員の賃上げ・職場環境改善支援事業		
新 介護事業所等に対するサービス継続支援事業		
(6) 児童等利用施設等電気料金等高騰対策事業	【こども未来部】	6
(7) 配合飼料価格高騰対策事業	【農林水産部】	7
(8) 養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業	【農林水産部】	8
(9) 施設園芸燃料価格高騰対策支援事業	【農林水産部】	9
(10) 特用林產生産資材高騰対策事業	【農林水産部】	10

■防災・減災対策

(11) 地籍調査事業	【農林水産部】	11
-------------	---------	----

徳島県LPガス料金負担軽減支援事業

【令和7年度11月補正予算額 440,000千円】

国支援の対象外であるLPガス料金の高騰の影響を受けている生活者の負担軽減を図るため、LPガス販売事業者を通じて使用料金の減額を行い、LPガス消費者を支援する。

【支援対象】

- ・ LPガスの供給を受ける一般消費者等 ※対象世帯数は、約20万世帯（契約数）

【使用料金減額による支援額】

- ・ 1世帯（契約）につき、2,000円（1,000円×2か月 消費税等を含まない。）

【支援内容】

- ・ 令和8年2月分から3月分の使用料金から減額

【補助内容】

- ・ LPガス料金を減額する販売所（販売事業者）に対して助成事業を行う
- ・ 補助率：10／10

【事業費の内訳】

- ・ 補助金：440,000千円

お問い合わせ先：消防保安課（088-621-2282）

中小企業特別高圧電力料金支援事業

【令和7年度11月補正予算額 6,500千円】

エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業者の負担を軽減するため、
国の電力料金一律支援の対象外である特別高圧電力料金について支援を行う。

【補助対象】

- ・県内事業所等において特別高圧電力契約を締結している中小企業者※
- ・県内事業所等においてテナント等により特別高圧電力料金を負担している
　県内に事業所を有する中小企業者※

【補助内容】

- ・電力使用量1kWhあたり2.3円（令和8年1月分及び2月分）
- ・電力使用量1kWhあたり0.8円（令和8年3月分）

【事業費の内訳】

- ・補助金：6,500千円

※中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
(個人事業者を含み、みなし大企業、第三セクターを除く)

お問い合わせ先：企業支援課（088-621-2147）

医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業

【令和7年度11月補正予算額 1,512,467千円】

県民生活に必要な医療・福祉サービス提供の確保を図るため、国が定める公定価格等で運営している医療機関・社会福祉施設等へ光熱費、食材費等の高騰に対し、「一時金」を支給する。

【対象施設】

- ・医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、助産所、歯科技工所、施術所）
- ・薬局
- ・高齢者施設（入所、通所、訪問）
- ・障がい者施設（入所、通所、訪問）
- ・救護施設

【支援内訳】

対象施設の種類・規模等に応じて、光熱費、食材費等の高騰に対し、一時金を支給する。

【事業費の内訳】

- ・委託料：1,508,177千円
- ・補助金： 4,290千円

お問い合わせ先：医療政策課（088-621-2366）、薬務課（088-621-2230）、長寿いきがい課（088-621-2192）、
障がい福祉課（088-621-2248）、健康寿命推進課（088-621-2221）、地域共生推進課（088-621-2166）

㊂ 医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援

【令和7年度11月補正予算額 541,771千円】

県民生活に必要な医療提供体制の確保を図るため、医療機関や薬局における従事者の処遇改善及び診療に必要な経費に係る物価上昇の影響に対する支援を行う。

【対象施設】

- ・医療機関（有床診療所・医科無床診療所・歯科診療所）※病院は国が直接支援を実施
- ・訪問看護ステーション
- ・保険薬局

【支援内容】

対象施設の種類・規模に応じて、賃上げ・物価上昇に対する支援金を支給する。

	有床診療所	医科無床診療所・歯科診療所	訪問看護ST	保険薬局（1法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分）		
	1床あたり	1施設あたり	1施設あたり	1施設あたり		
薬局数 1～5店舗	薬局数 6～19店舗	薬局数 20店舗～				
賃金 7.2万円	15万円	22.8万円	14.5万円	10.5万円	7万円	
物価 1.3万円	17万円	(別事業で支援)	8.5万円	7.5万円	5万円	
合計 8.5万円	32万円	22.8万円	23万円	18万円	12万円	

【事業費の内訳】

- ・委託料： 541,771千円

⑤ 福祉・介護分野における賃上げ・物価上昇に対する支援

【令和7年度11月補正予算額 2,238,500千円】

(1) ⑤ 福祉・介護職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 1,875,500千円

福祉・介護分野の人材不足が依然として厳しい状況にある中、人材流出を防ぐための緊急的対応として、職員の賃上げ等に取り組む事業者を支援する。

【補助内容】

- ・補助額：事業所ごとに障害福祉・介護サービス類型に応じて算出
- ・対象経費：福祉・介護職員の人事費等

【事業費の内訳】

- ・補助金：1,803,000千円
- ・委託料：71,050千円
- ・事務費：1,450千円

(2) ⑤ 介護事業所等に対するサービス継続支援事業 363,000千円

物価上昇の影響がある中でも、介護事業所等が必要なサービスを円滑に継続して提供できるよう、必要となる経費について補助する。

【1】 設備・備品の購入費用等に対する補助：209,000千円

- ・補助額：介護事業所・施設ごとにサービス類型・規模等に応じて算出
- ・対象経費：訪問・送迎に係る経費、非常用備蓄品等の購入費

【2】 食料品の購入費用等に対する補助：154,000千円

- ・補助額：介護保険施設等（特養、老健、入所者生活介護等）の規模等に応じて算出
- ・対象経費：食材料費

【3】 事業費の内訳

- ・補助金：363,000千円

お問い合わせ先：
(1) 健康寿命推進課 (088-621-2221)、長寿いきがい課 (088-621-2192)、障がい福祉課 (088-621-2242)
(2) 長寿いきがい課 (088-621-2192)

児童等利用施設等電気料金等高騰対策事業

【令和7年度11月補正予算額 10,513千円】

電気料金等の高騰により運営が厳しい私立学校や、経営に影響が出ながらも、県民生活に必要な保育や子育て支援に係るサービスを継続している児童利用施設の負担軽減を図るため、電気料金等の一部を支援する。

【対象施設】

幼稚園（4園）、小学校（2校）、中学校（2校）
高等学校（3校）、高等課程を有する専修学校（1校）
※「徳島県私立学校運営費等補助金」の対象校

計 12校（園）

保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設等
※公設施設は除く 計 201施設

放課後児童クラブ、児童養護施設、乳児院、児童自立生活援助事業所（I型）
ファミリーホーム、母子生活支援施設
※公設施設は除く 計 28施設

【支援方法】

各施設からの申請に基づき、「一時金」として支給

【支給額】

生徒数及び施設種類や定員に応じて、2万1千円から15万3千円を支給

【事業費の内訳】

補助金：10,513千円

配合飼料価格高騰対策事業

【令和7年度11月補正予算額 627,000千円】

配合飼料価格が高騰・高止まりする中、畜産経営の安定を図るため、
国産飼料の利用増加による「GXの推進」や「付加価値の高い品種の導入」などに
取り組む畜産経営者に対し、配合飼料購入費の一部を支援する。

【補助対象】

- ・県内畜産経営者

【補助要件】

- ・令和7年度の「配合飼料価格安定制度」に加入していること
- ・飼料自給率の向上によるGXの推進や、生産性の向上に取り組むこと
- ・付加価値の高い品種の導入など、経営力強化に取り組むこと

【対象経費】

- ・令和7年4月から令和8年3月末までの配合飼料購入に要する経費

【補助内容】

- ・配合飼料購入数量 × 支援単価※
※ 「配合飼料価格安定制度」における畜産経営者負担額をもとに算出

【事業費の内訳】

- ・補助金：627,000千円

養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業

【令和7年度11月補正予算額 101,300千円】

養殖用配合飼料価格が高騰・高止まりする中、厳しい状況にある魚類養殖業者の経営安定と事業継続を図るため、配合飼料購入費の一部を支援する。

【補助対象】

- ・魚類養殖業者

【補助要件】

- ・飼料価格高騰時に補填金が支払われる「漁業経営セーフティーネット構築事業」に加入していること
- ・飼料コストの低減に取り組むこと

【対象経費】

- ・令和7年4月から令和8年3月までの配合飼料購入費

【補助内容】

- ・配合飼料購入数量 × 支援単価※

※ 国セーフティーネット制度の補填金に占める魚類養殖業者負担額をもとに算出

【事業費の内訳】

- ・補助金：101,300千円

お問い合わせ先：水産振興課（088-621-2471）

施設園芸燃料価格高騰対策支援事業

【令和7年度11月補正予算額 42,000千円】

燃料価格が高騰・高止まりする中、施設園芸農業者の経営安定と産地の維持・発展を図るため、省エネ技術を活用し、燃料価格の高騰に備える農業者に対し、園芸施設の加温に供するA重油、LPGガス等の燃料購入費の一部を支援する。

【補助対象】

- ・加温栽培を行う施設園芸農業者（野菜、果樹、花き）

【補助要件】

- ・令和7事業年度「施設園芸セーフティネット構築事業」に加入し、燃料価格高騰に対応したコースを選択していること
- ・燃料使用量を15%以上削減する省エネ計画を実践すること

【対象経費】

- ・施設園芸の加温に供するため、令和7年12月から令和8年3月までに購入する燃料費（A重油、灯油、LPGガス）

【補助内容】

- ・購入数量 × 支援単価※

※ 国セーフティネット制度における補填金に占める農業者負担額をもとに算出

【事業費の内訳】

- ・補助金：42,000千円

特用林產生資材高騰対策事業

【令和7年度11月補正予算額 66,000千円】

菌床しいたけの生産に必要な資材価格が高騰する中、しいたけ生産事業者等の経営安定と事業継続を図るため、生産コスト低減に取り組む事業者等に対し、生産資材の価格上昇分の一部を支援する。

【補助対象】

- ・県内でしいたけを生産している事業者、個人

【補助要件】

- ・しいたけの販売収入が事業収入の過半を占めること
- ・「生産コスト低減実施計画書」を作成し、取り組むこと

【対象経費】

- ・しいたけ生産に必要な資材（原木、菌床、おが粉、栄養材等）の購入に要する経費

【補助内容】

- ・補助額：令和7年（年度）生産量※1 × 支援単価※2
※1 令和4年から令和6年までの3年間の平均生産量を上限とする
※2 生産量1kgあたりの生産資材価格上昇分に補助率を乗じた額
ただし、経営費のうち電気代が15%以上を占める者については、嵩上げした補助率とする
- ・上限額：1事業者あたり5,000千円
- ・補助率：1／2以内又は7／10以内

【事業費の内訳】

- ・補助金：66,000千円

お問い合わせ先：林業振興課（088-621-2447）

地籍調査事業

【令和7年度11月補正予算額 315,000千円】

土地取引の円滑化、公共事業の推進などに加え、切迫する「南海トラフ巨大地震」や激甚化・頻発化する気象災害への備えとするため、一筆ごとの土地の位置・地目・境界・面積等を調査し、土地境界を明確にする地籍調査を推進する。

【緊急性を要する区域の先行実施】

土砂災害特別警戒区域など災害発生リスクの高い地域を重点的に推進するとともに、社会資本整備の円滑な実施につなげるため、公共事業に先行する地籍調査を推進する。

【対象経費】

- ・市町村が行う地籍調査事業に要する経費

【補助内容】

- ・調査に要する経費の3／4

【事業費の内訳】

- ・補助金：315,000千円